

# 東京南線 3, 4 号線改修工事 環 境 影 韻 予 測 評 価 書 案

令和 7 年 12 月

東京電力パワーグリッド株式会社



第3号様式（条例第13条及び第23条、規則第11条及び第31条関係）

環境影響予測評価書案

令和7年12月16日

神奈川県知事殿

郵便番号 100-8560

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

氏 名 東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 賢則

電話番号 03-6373-1111

（問い合わせ先）送変電建設センター 送電整備第三グループ

03-6374-1080

神奈川県環境影響評価条例第13条の規定により次のとおり提出します。

対象名	名 称	東京南線3,4号線改修工事
事称	種 類	電気工作物の建設（電線路）
業等	目的又は実施を必要とする理由	別添1 参照
	手続等を行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容	別添2 参照
対象位置	位 置 又 は 実 施 区 域	別添3-1 参照
事置業等	位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性	別添3-2 参照
対象内容	規 模	別添4-1 参照
事業	実 施 方 法	別添4-2 参照
	そ の 他 の 内 容	別添4-3 参照
調査等の結果等	評価項目の選定	別添5-1 参照
	環境影響予測評価	別添5-2 参照
	配慮事項の選定及び環境保全上の見地から講じようとする措置	別添5-3 参照
	事後調査の計画	別添5-4 参照
	審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由	別添5-5 参照
その他の	調査等の受託者	住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦2丁目1-13 氏 名 ユーロフィン日本環境株式会社 代表取締役社長 木村 克年
	対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容	別添6 参照
	対象事業の実施予定期間	着手予定期間 2026年8月 完了予定期間 2029年12月
	備 考	



# 総 目 次

別添 1 対象事業の目的又は実施を必要とする理由	1-1-1
第 1 章 対象事業の目的又は実施を必要とする理由	1-1-1
別添 2 手続きを行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容	2-1-1
第 1 章 手続きを行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容	2-1-1
別添 3 対象事業の位置等	3-1-1
別添 3-1 位置又は実施区域	3-1-1
第 1 章 実施区域	3-1-1
第 2 章 神奈川県環境影響評価条例に係る地域区分	3-1-2
別添 3-2 位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性	3-2-1
第 1 章 社会的状況	3-2-1
第 1 節 行政区画	3-2-1
第 2 節 人口	3-2-3
第 3 節 産業	3-2-4
第 4 節 土地利用	3-2-6
第 5 節 交通	3-2-10
第 6 節 水利用	3-2-17
第 7 節 環境保全に留意を要する施設	3-2-19
第 8 節 環境関連の社会資本の状況	3-2-29
第 9 節 公害の状況	3-2-40
第 10 節 公害苦情の状況	3-2-63
第 11 節 関係法令の指定・規制等	3-2-63

第 2 章 自然的状況	3-2-80
第 1 節 気象	3-2-80
第 2 節 水象	3-2-81
第 3 節 地象	3-2-82
第 4 節 生物	3-2-85
第 3 章 その他の状況	3-2-123
第 1 節 文化財	3-2-123
第 2 節 レクリエーション資源	3-2-134
第 3 節 地域景観の特性	3-2-137
別添 4 対象事業の内容	4-1-1
別添 4-1 規模	4-1-1
第 1 章 事業計画全体の概要	4-1-1
第 2 章 実施区域の規模	4-1-2
第 3 章 工事計画	4-1-4
別添 4-2 実施方法	4-2-1
第 1 章 工事工程	4-2-1
第 2 章 鉄塔及び基礎の概要	4-2-3
第 3 章 施工計画	4-2-4
第 1 節 仮設工事	4-2-4
第 2 節 基礎工事	4-2-12
第 3 節 鉄塔組立工事	4-2-14
第 4 節 既設鉄塔撤去工事	4-2-16
第 5 節 電線移線工事	4-2-17
第 6 節 既設基礎部分撤去工事	4-2-17
第 7 節 その他工事	4-2-18
第 4 章 使用建設機械等	4-2-19
第 1 節 使用建設機械及び台数等	4-2-19
第 2 節 工事用車両	4-2-20
第 3 節 資材運搬ヘリコプター	4-2-25
第 4 節 運搬する資機材	4-2-27

別添 4-3 その他の内容 .....	4-3-1
第 1 章 廃棄物 .....	4-3-1
第 2 章 発生土 .....	4-3-1
別添 5 調査等の結果等 .....	5-1-1
別添 5-1 評価項目の選定 .....	5-1-1
第 1 章 環境要因の把握 .....	5-1-1
第 2 章 評価項目の選定 .....	5-1-2
第 1 節 評価項目選定表 .....	5-1-2
第 2 節 評価項目の選定もしくは非選定の理由 .....	5-1-3
別添 5-2 環境影響予測評価 .....	5-2-1
別添 5-2-1 調査結果 .....	5-2-1
第 1 章 調査結果 .....	5-2-1
第 1 節 騒音・低周波音 .....	5-2-1
第 2 節 振動 .....	5-2-10
第 3 節 廃棄物・発生土 .....	5-2-16
第 4 節 植物・動物・生態系 .....	5-2-19
第 5 節 景観 .....	5-2-232
第 6 節 レクリエーション資源 .....	5-2-267
第 7 節 安全 .....	5-2-274
別添 5-2-2 予測評価 .....	5-2-284
第 1 章 予測評価 .....	5-2-284
第 1 節 騒音・低周波音 .....	5-2-284
第 2 節 振動 .....	5-2-308
第 3 節 廃棄物・発生土 .....	5-2-318
第 4 節 植物・動物・生態系 .....	5-2-323
第 5 節 景観 .....	5-2-392
第 6 節 レクリエーション資源 .....	5-2-404
第 7 節 安全 .....	5-2-408

別添 5-3 配慮事項の選定及び環境保全上の見地から講じようとする措置	5-3-1
第 1 章 配慮事項の選定	5-3-1
第 2 章 環境保全上の見地から講じようとする措置	5-3-1
別添 5-4 事後調査の計画	5-4-1
第 1 章 事後調査項目の選定	5-4-1
第 2 章 事後調査の計画	5-4-2
第 1 節 騒音・低周波音	5-4-2
第 2 節 振動	5-4-3
第 3 節 植物・動物・生態系	5-4-4
第 4 節 景観	5-4-8
第 3 章 事後調査報告書の提出時期	5-4-8
別添 5-5 審査書に基づく予測評価書案の変更内容又は変更しない場合は、その理由	5-5-1
第 1 章 審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由	5-5-1
別添 6 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容	6-1-1
第 1 章 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容	6-1-1

別添1 対象事業の目的又は実施を必要とする理由

第1章 対象事業の目的又は実施を必要とする理由 ..... 1-1-1



## 第1章 対象事業の目的又は実施を必要とする理由

東京南線3,4号線は、南横須賀変電所と逗子変電所を結ぶ送電線路であり、昭和39年に建設されてから概ね50年以上経過した設備である。送電線設備の劣化によっては、損壊による公衆災害の発生や電力の供給障害が発生するおそれがあることから、今後も電力の安定供給を図るため、計画的にこれらのリスクを回避する必要がある。

設備の経年による劣化状況については、最新の知見に基づき鉄塔毎に診断を行っており、今回その診断結果を反映し、鉄塔毎に必要な改修工事（建替・鉄塔補修・基礎補強）を実施するものである。

なお、三浦丘陵を縦断する形で立地する東京南線3,4号線の地域特性を踏まえ、緑豊かな丘陵地への良好な眺望を保全するため、鉄塔の建替位置は既設鉄塔と同じ位置に計画した。また、これにより、新たな改変による自然環境への負荷も最小化することが可能である。



別添2 手続きをを行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容

第1章 手続きをを行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容 … 2-1-1



## 第1章 手続きをを行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容

実施区域及び周辺地域の大半は市街化調整区域の森林であるが、北側と南側には、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域が分布し、閑静な住宅地となっている。

実施区域は衣笠・大楠山、逗子・葉山近郊緑地保全区域内に位置するとともに、周辺には田浦大作自然環境保全地域、衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区も存在するなど自然豊かな環境である。また、実施区域は、大楠山、衣笠山、武山にかけた三浦半島の中央部に連なる丘陵地を南北に連なるように位置している。

以上のような地域特性から、以下の内容について配慮することとする（実施区域に該当する鉄塔及び仮設ヘリポートの位置等は、図 4.1-2、図 4.1-3(1)～(7) p. 4-1-5～12 参照）。

### ＜生活環境への配慮＞

- ・工事時間はゴルフ場に立地する鉄塔（No. 28、No. 29）の周辺を除き 9 時から 17 時とする。
- ・ゴルフ場に立地する鉄塔（No. 28、No. 29）は、来場者の車両通行及び駐車に支障を与えることを回避するため、資機材の搬入を 17 時から 22 時の間で行う。
- ・建設機械は日々点検整備を行う。
- ・工事用車両及び建設機械のアイドリングストップの遵守を徹底する。
- ・施工方法や工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・最新規格の低騒音・低振動型建設機械を採用するよう努める。
- ・工事用車両が集中しないよう、通勤車両と資機材運搬車両の時間別の運行（資機材運搬は通勤・通学時間を回避した時間帯で計画）を計画し、運行時間の分散化に努める。
- ・鉄塔 No. 32 及び No. 33 への通行路は、道路幅員が狭いことから小型車（2 t 車以下）で資機材積替え用地（モノレール基地）へ運搬を行い、仮設道路の構築や既存道路の拡幅を回避する。また、ヘリコプター運搬と、モノレール運搬（小型車による資機材運搬）を併用し、ヘリコプターの飛行回数と工事車両の通行回数の削減を計画する。
- ・工事用車両は規制速度・法定速度を遵守するとともに、急発進を行わないなどエコドライブを推進する。
- ・上山口小学校至近の工事車両の通行は、9 時から 13 時までと 16 時以降とする。また、資機材の運搬で通行頻度が多くなる場合は、学校周辺に交通誘導員を配置し交通安全に努める。
- ・長柄小学校至近の道路で資機材の運搬で通行頻度が多くなる場合は、仮設ヘリポート進入路入口に交通誘導員を配置し交通安全に努める。
- ・工事用地周辺に住居が存在する鉄塔 No. 32 及び No. 33 共用の資機材積替え用地（モノレール基地）は防音パネルを設置する。
- ・ヘリコプターの飛行は飛行時間帯を 10 時から 16 時までのうち、4 時間前後の飛行とし、早朝・夕方の時間帯を回避する。
- ・ヘリコプターの運行前にテスト飛行（令和 8 年 12 月～令和 9 年 1 月予定）を行い、騒音・低周波音調査を自主的に実施する。その結果を踏まえて、各学校（上山口小学校・長柄小学校・葉山中学校）において、窓を閉め切る等の対応を行う場合は、空気清浄機のリースなどの対策を検討し実施する。

- ・ヘリコプターの使用期間は事前に周辺地域に周知する。

#### ＜土砂流出への配慮＞

- ・基礎の掘削に伴う発生土はフレコンバッグ等に入れ、速やかに場外へ搬出する。
- ・鉄塔工事用地、及び仮設ヘリポートは、地盤の傾斜に合わせ仮設ステージを構築し、原地盤の造成を回避する。

#### ＜自然環境への配慮＞

- ・工事用地については、過去に実施した工事用地を再度調査し使用することとし、既存樹木の伐採を必要最小限にとどめる。
- ・運搬設備として、キャリアや索道等と比較した結果、樹木の伐採範囲が比較的小さいモノレールを優先的に使用することで、伐採範囲の縮小を図る。
- ・実施区域近傍で重要な猛禽類の営巣が確認された場合は、営巣期間中の工事は回避し、営巣地及び繁殖期に配慮した工程・工法を検討する。
- ・現場で使用する油類については保管場所を決め取り扱いには十分注意するとともに、廃棄する場合には適正な処分計画で実施する。

#### ＜レクリエーション資源への配慮＞

- ・「大楠山ハイキングコース」を横断するモノレール（No. 24）は、ハイキングコースの上空を横過させ、ハイキングコース利用者に対する影響を回避する。
- ・逗子葉山近郊緑地保全区域内にある「二子山山系山道」を横断するモノレール（No. 33）については、一部通行止めを行い、既存の通路を利用して迂回路を設置することを検討しており、関係箇所と協議のうえで決定する。
- ・「大楠山ハイキングコース」を横断するモノレール（No. 24）では、モノレール橋には落下防護のネットを設置する。また、モノレール運搬時、ハイキングコース及び山道に歩行者を確認した場合は、モノレールをハイキングコース及び山道の手前で停止し、歩行者が通過後に運搬を再開する。運搬頻度が多い場合は、横断箇所に誘導員を配置し歩行者の誘導を行う。
- ・市道 7732 号線はハイキング利用者、横須賀ごみ処理施設「エコミル」利用者等が通行し交通量が比較的多いため、時間帯を考慮して工事車両の通行を制限するなどを検討する。

#### ＜景観への配慮＞

- ・建替鉄塔の外部意匠や色彩について、横須賀市、逗子市、葉山町の景観計画等の基準を遵守し、景観への影響を低減する。
- ・60m以上の鉄塔（No. 25 及び No. 33）は、航空法による航空標識（赤白塗色）が必要となるが、鉄塔周囲 2km 以内に鉄塔頂部より高い山があるため、航空標識設置の免除を協議する。

別添 3 対象事業の位置等

別添 3-1 位置又は実施区域 ..... 3-1-1

別添 3-2 位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性 ..... 3-2-1



別添 3-1 位置又は実施区域

第1章 実施区域 ..... 3-1-1

第2章 神奈川県環境影響評価条例に係る地域区分 ..... 3-1-2



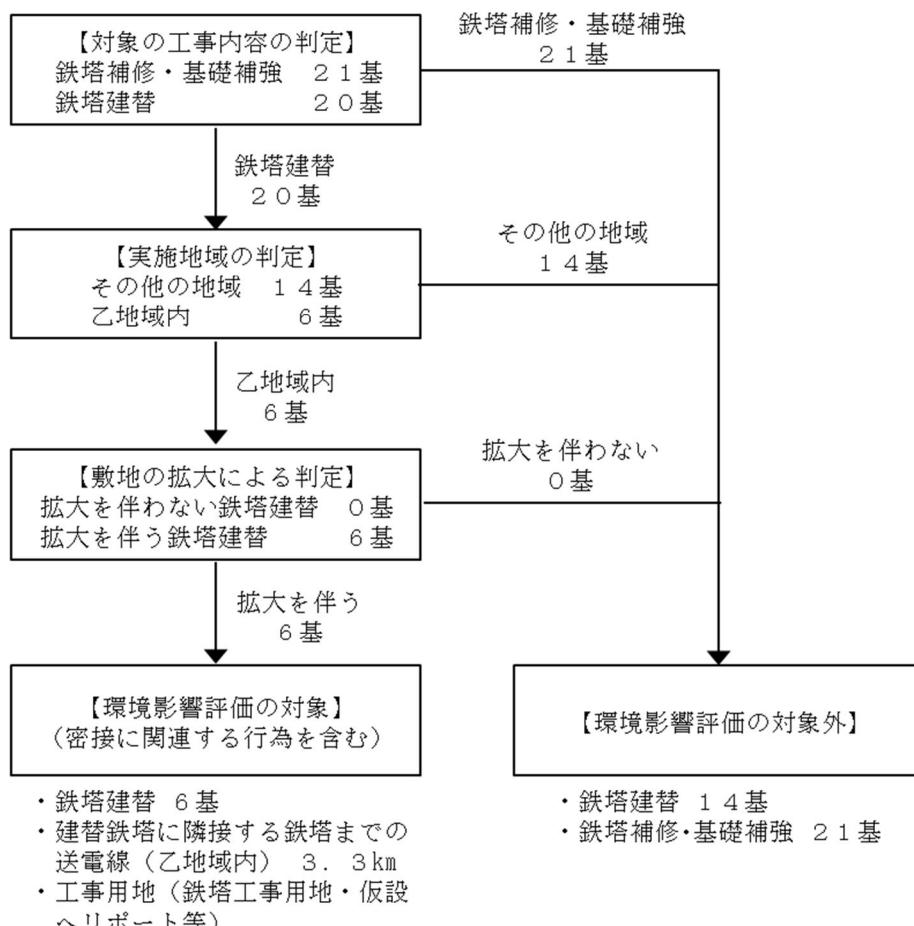
## 第1章 実施区域

本事業は、神奈川県環境影響評価条例に基づき、図3.1-1に示すフロー図により、環境影響評価の対象として判断される。

実施区域の位置は図3.1-2及び図3.1-3(1)～(4)に示すとおりである。対象事業は現在の送電線（東京南線3,4号線）について、乙地域である「逗子・葉山近郊緑地保全区域」及び「衣笠・大楠山近郊緑地保全区域」に含まれる鉄塔6基（図中の赤丸（鉄塔）箇所）の建替を行うものであり、該当する建替鉄塔及び隣接する鉄塔までの送電線（乙地域内）が「実施区域」に該当し、鉄塔工事用地、資機材の運搬に必要なモノレールルート、仮設道路等の運搬設備用地のほか、資機材の積替えや仮置き、コンクリートの圧送に使用する工事用地も含まれる。また、工事に付随するヘリコプターの発着場として整備する仮設ヘリポートについても、工事用地として「実施区域」に含まれる。実施区域は横須賀市、逗子市及び三浦郡葉山町（以下、葉山町と省略する）の3市町に位置する。

環境の特性を把握した「実施区域及び周辺地域」は図3.1-2に示す範囲を基本とした。なお、文献資料等が市町村単位で示されているものについては、横須賀市、逗子市及び葉山町の3市町の全域を対象とした。

実施区域及び周辺地域を撮影した航空写真は図3.1-4及び図3.1-5に示すとおりである。



[補足]仮設ヘリポートは環境影響評価の対象鉄塔工事に付随するものとし対象となる近郊緑地保全区域は、表3.1-2参照。

図3.1-1 環境影響評価対象の判断フロー図

## 第2章 神奈川県環境影響評価条例に係る地域区分

実施区域は、表3.1-1及び表3.1-2に示すとおり「神奈川県環境影響評価条例に係る地域区分」の「乙地域」に該当する。

表3.1-1 本事業が該当する条例上の位置づけ

番号	事業の種類	要件			
		内容	規模、実施される地域等		
			甲地域	乙地域	
7	電気工作物の建設	電線路	延長 1km 以上かつ 電圧 17万V以上の 架空送電線	延長 1 km以上かつ 電圧 17万V以上の 架空送電線	—

資料：「神奈川県環境影響評価条例施行規則（昭和56年1月31日規則第11号）別表第1（第1条関係）

表3.1-2 神奈川県環境影響評価条例に係る地域区分

区分	指定地域	本事業の該当地域
甲地域	1. 国立公園特別地域	—
	2. 国定公園特別地域	—
	3. 県立自然公園特別地域	—
	4. 歴史的風土特別保存地区	—
	5. 自然環境保全地域特別地区	—
	6. 県自然環境保全特別地区	—
	7. 近郊緑地特別保全区域	—
乙地域	1. 国立公園（甲地域を除く）	—
	2. 国定公園（甲地域を除く）	—
	3. 県立自然公園（甲地域を除く）	—
	4. 歴史的風土保存区域（甲地域を除く）	—
	5. 自然環境保全地区（甲地域を除く）	—
	6. 県自然環境保全地域（甲地域を除く）	—
	7. 近郊緑地保全区域（甲地域を除く）	○
その他の地域	甲地域及び乙地域以外の地域	—

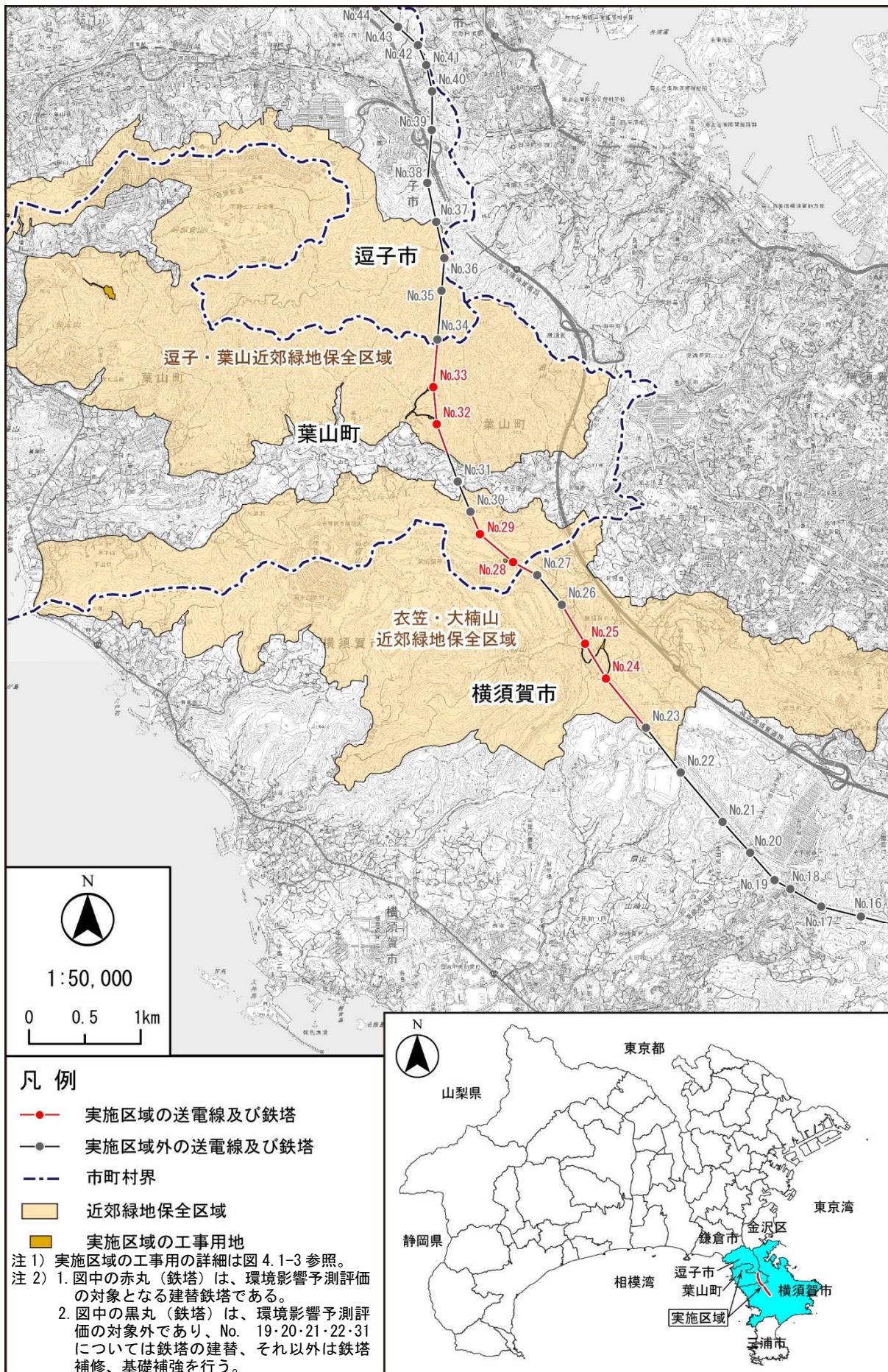
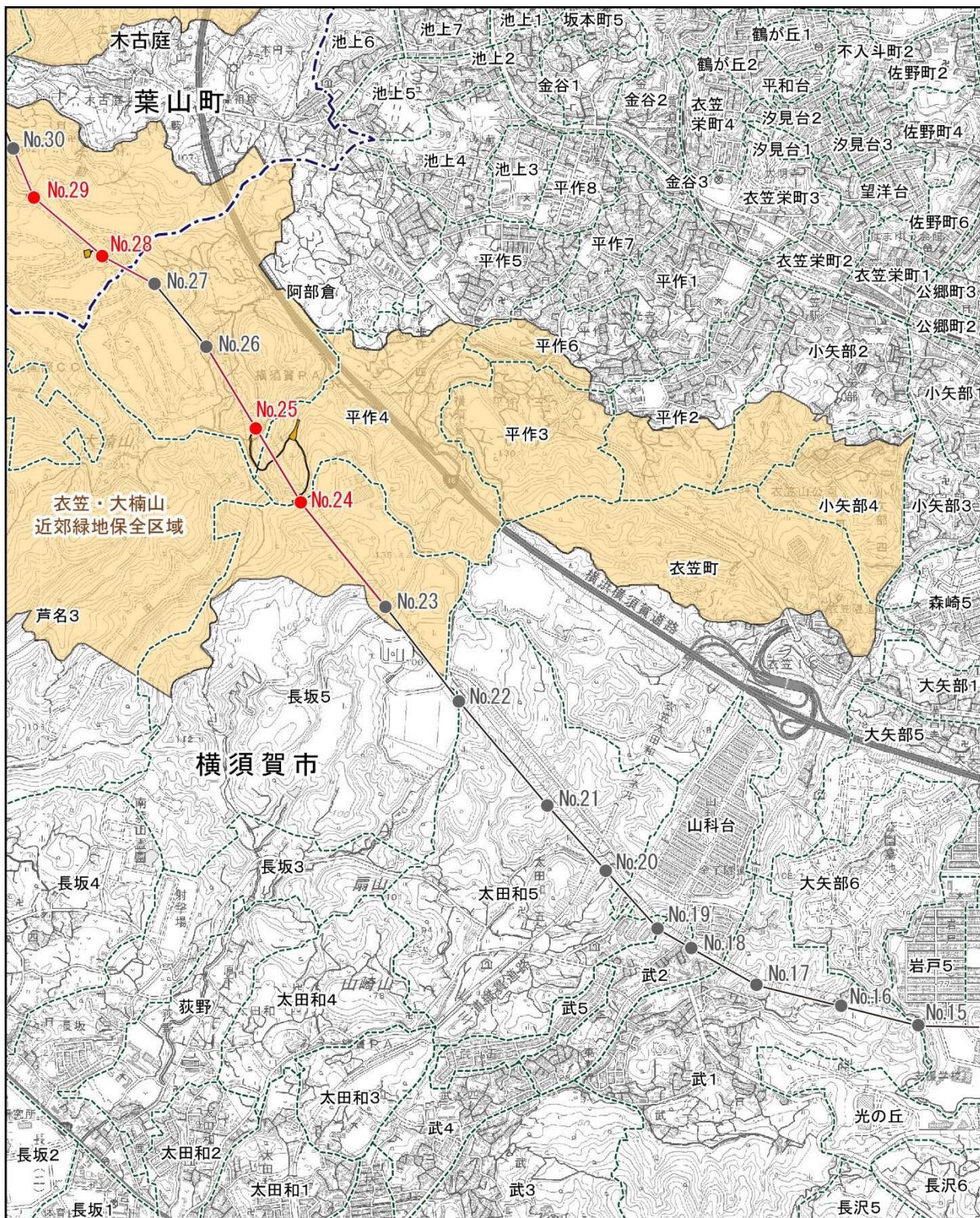


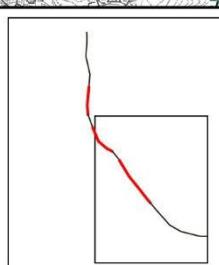
図 3.1-2 実施区域の位置



## 凡例

- 実施区域の送電線及び鉄塔
  - 実施区域外の送電線及び鉄塔
  - 市町村界
  - 字界
  - 近郊緑地保全区域
  - 実施区域の工事用地

注) 1. 図中の赤丸（鉄塔）は、環境影響予測評価の対象となる建替鉄塔である。  
2. 図中の黒丸（鉄塔）は、環境影響予測評価の対象外であり、No. 19-20・21・22・31については鉄塔の建替、それ以外は鉄塔補修、基礎補強を行う。



## 当図の範囲

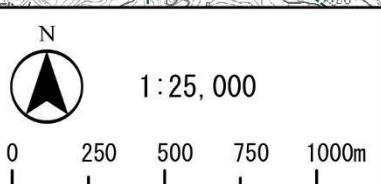
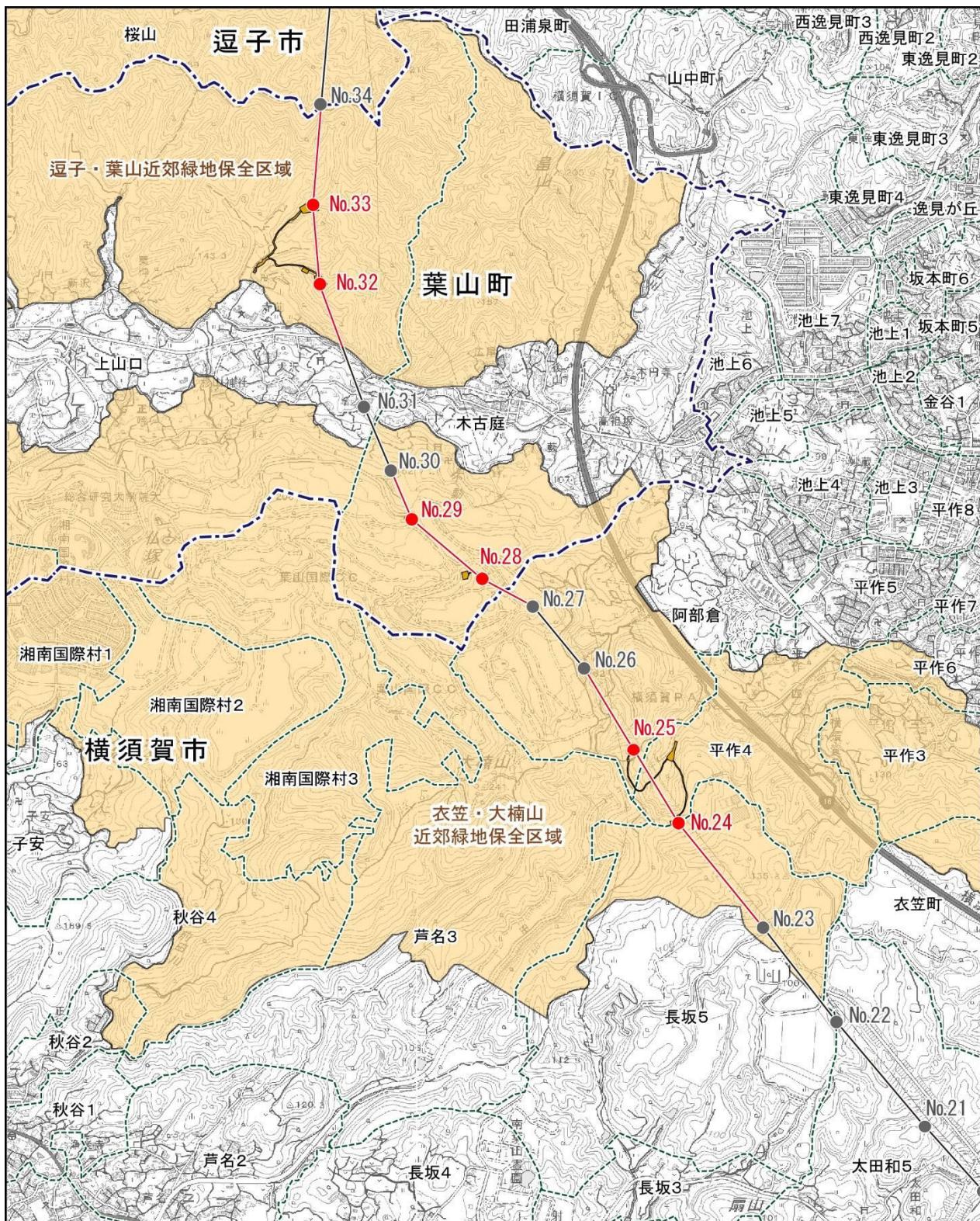


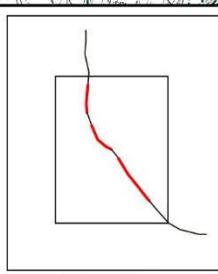
図 3.1-3(1) 実施区域の拡大図



### 凡 例

- 実施区域の送電線及び鉄塔
- 実施区域外の送電線及び鉄塔
- 市町村界
- 実施区域の工事用地
- 近郊緑地保全区域

- 注) 1. 図中の赤丸(鉄塔)は、環境影響予測評価の対象となる建替鉄塔である。  
 2. 図中の黒丸(鉄塔)は、環境影響予測評価の対象外であり、No. 19・20・21・22・31については鉄塔の建替、それ以外は鉄塔補修、基礎補強を行う。



当図の範囲

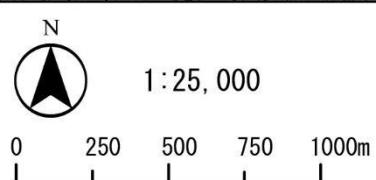
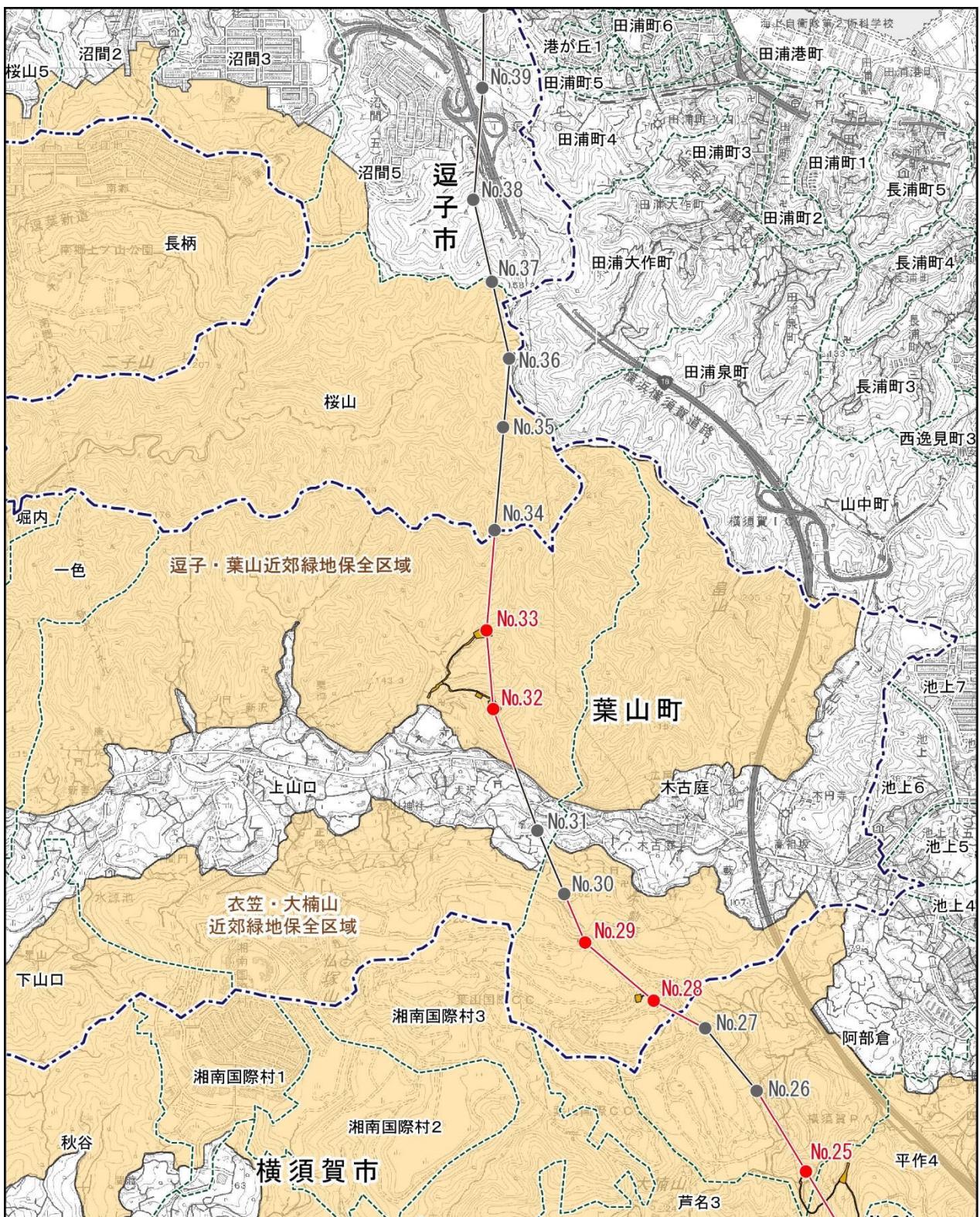


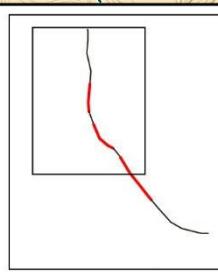
図 3.1-3(2) 実施区域の拡大図



### 凡 例

- 実施区域の送電線及び鉄塔
- 実施区域外の送電線及び鉄塔
- 市町村界
- 字界
- 近郊緑地保全区域
- 実施区域の工事用地

注) 1. 図中の赤丸（鉄塔）は、環境影響予測評価の対象となる建替鉄塔である。  
 2. 図中の黒丸（鉄塔）は、環境影響予測評価の対象外であり、No. 19・20・21・22・31については鉄塔の建替、それ以外は鉄塔補修、基礎補強を行う。



当図の範囲

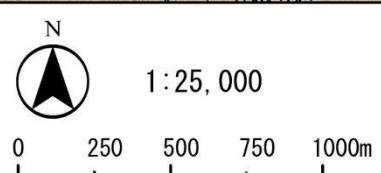
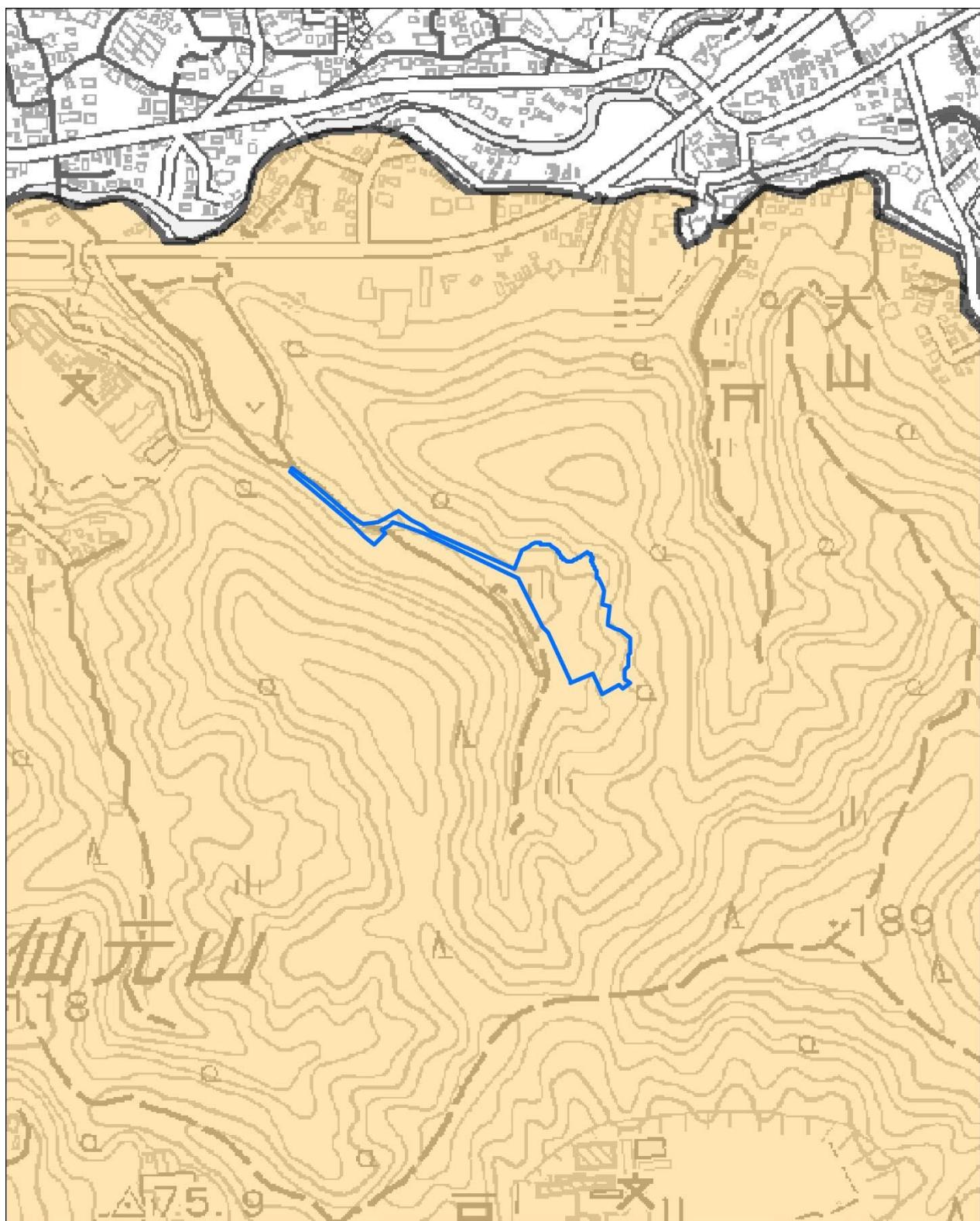


図 3.1-3(3) 実施区域の拡大図



凡 例

- 近郊緑地保全区域 (Orange shaded area)
- 実施区域の工事用地 (Blue line)



1:5,000

0 50 100 150 200m

図 3.1-3(4) 実施区域の拡大図



### 凡 例

- 実施区域の送電線及び鉄塔
- 実施区域外の送電線及び鉄塔
- 市町村界
- 実施区域の工事用地



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.1-4 実施区域及び周辺地域の航空写真

注 1) 実施区域の工事用の詳細は図 4.1-3 参照。

注 2) この航空写真は、国土地理院撮影(2019年)を使用したものである。



凡 例



実施区域の工事用地



1:5,000

0 50 100 150 200m

図 3.1-5 実施区域  
(仮設ヘリポート) の航空写真

注) この航空写真は、Google map (2022 年撮影) を使用したものである。)

